

国際司法裁判所でのドイツ「勝訴」と慰安婦問題

島田 洋一（福井県立大学教授）

2021年1月8日、ソウル地方裁判所が日本国に対し、韓国人の元慰安婦らに賠償金を支払うよう命じる判決を下した。

「反人道的犯罪行為であり、強行規範（*jus cogens*）に違反」しているため、日本に主権免除（主権国家は他国の裁判権に服しないとする国際法上の基本原則）は適用されないという論理である。

「強行規範」とは、明文規定があるかどうかに関わらず、あらゆる国際合意や条約より上位にあるとされる、人が人であるための基本原則を指す。要するに、女性の「性奴隷」化という、人道にもとる所業を犯した日本に、国際法上の保護を与えてはならないというわけである。

この判決における事実認識の誤りについては、他の専門家に譲りたい。以下で取り上げたいのは、日本側の対応如何である。

加藤勝信官房長官は、ソウル地裁の判決は主権免除の原則に反しており、韓国側の責任において取り消すべきとの趣旨を繰り返し述べている。また、裁判そのものが不当との立場から控訴もしなかった。いずれも正しい対応である。

また自民党の佐藤正久外交部会長も、「日韓請求権協定、2015年の日韓慰安婦合意、主権免除を認めた国際法を無視した三階建ての違反。日本政府の資産は国民の資産だ。仮に韓国側が差し押さえるなら、制裁を含めた強力な対抗措置を取る必要がある」と判決の直後から強調している。

その通りであり、仮に韓国側が在韓日本資産の差し押さえに出た場合、いつでも発動できるよう、政府与党において対抗措置の具体化を急がねばならない。

佐藤氏はさらに、「日本だけの問題ではない」として、国際司法裁判所（ICJ）への提訴も主張している。同調する自民党議員も多いと聞く。問題はこの点である。

提訴積極論者は、個人の戦時補償請求に関し、2012年にICJでドイツがイタリアに勝訴した事例を、論の補強材料として挙げる。確かに判決の主文は、原告であるドイツの訴えを認め、イタリアの措置を主権免除違反とした。しかしこの裁判は、日本にとって警戒すべき内容に満ちている。¹

まず、事の経緯を簡単に記しておこう。

第二次世界大戦の当初、ドイツとイタリアは同盟関係にあったが、1943年9月にイタリアは降伏、以後連合国側に付いた。その時以来、少なからぬイタリア兵が捕虜としてドイツに連行され、軍需工場などで働かされた。その一人、ルイジ・フェリーニ（Luigi Ferrini）が1998年、損害賠償を求めて、自国イタリアの裁判所にドイツ国を提訴した。²

地裁、高裁ともに「主権免除」を理由に訴えを退けたが、2004年、最高裁が「当該行為

が国際犯罪である場合には主権免除は適用されない」との判断を示し、原告の逆転勝訴となった。しかし、ドイツは賠償金支払いを拒否し、対してイタリア政府は、在伊ドイツ国有資料センターを差し押さえた。

これを不当としてドイツがICJに訴え、イタリアも訴訟に応じたため、裁判開始となった。

結果はドイツの勝訴、イタリアの敗訴となったわけだが（2012年2月3日）、精査すべきは判決文の中身である。

判決はまず、次のような事実認識を示す。

「ドイツは『特に虐殺において、またイタリア軍捕虜に関して、イタリアの男女に筆舌に尽くしがたい被害をもたらしたこと』を充分認識し、これらの行為が違法であったと受け入れ、本法廷において、『責任を十分に認める』と述べた。本法廷は、問題の行為は『人間性に関する基礎的な配慮』を完全にながしおいたとしか表現しようのないもの、と考える」

つまり法廷は、ドイツが非人道的な違法行為を犯したと改めて認定し、その上で、強く非難しているのである。

さらに判決は、「戦争犯罪のイタリア人被害者と人道に対する罪への補償として、ドイツが相当な措置を取ってきたことに留意する」としつつも、補償対象から捕虜を外したことは「驚きであり遺憾」(a matter of surprise and regret) と、ドイツ批判を続ける。

にも拘わらず、結論としては、主権免除原則に外れた行動をイタリア側が採ったことは認められない、とした。

その際、「ある国が、武力紛争の包括的解決の一環として受け取った資金を個々の犠牲者に分配するのでなく、国家経済やインフラの再建に使うことを選んだ場合において、特定の個人が然るべき補償金を受け取らなかったという事実が、なぜ資金を出した国を訴える理由になるのか理解するのは難しい」とも付言している。

確かにドイツの勝訴ではあろう。日本が韓国を訴えた場合も、同様の結論になる可能性は高い。

しかしICJは、判決はあくまで手続きに関する判断であり、「当該国に補償の義務があるか否かとは全く別問題」と念を押している。さらに独伊両国が交渉による解決を図るよう、促してもいる。

ICJは基本的に、「紛争当事国間の合意」を審理開始の条件とするため、日本が提訴しても韓国が応じなければ訴訟は成立しない。しかし韓国側が仮に応じた場合、上記裁判と似た展開となることが予想される。

ICJには中国人、ロシア人の判事がおり、欧州リベラル派やアメリカ人の判事も基本的に東京裁判史観の持主と見ておかねばならない。³ 韓国側は元慰安婦の女性らを現地に派遣し、感情に訴える作戦に出るだろう。日本の左翼にも、彼女らと「連帯」してアピールする人々が出てこよう。

ドイツと違って日本政府は、慰安婦に関する「人道に対する罪」や韓国統治の違法性を認めないわけだから、その分「裁判官の心証」は悪くなる。

それでもなお、慰安婦「強制連行・性奴隷化」という誤解を解き、広くファクトを発信するため、敢えて国際法廷に打って出るというなら、危険な冒険だが、姿勢としては評価できる。

しかしファクトに踏み込まず、主権免除の論理だけを掲げて臨むなら、たとえ勝訴しても、判決文に日本批判の文字が並び、日韓両国に再交渉を促す一節が入る結果となりかねない。そうなれば韓国の実質勝訴である。

日本政府がなすべきは、展望を欠いた国際裁判の利用ではなく、不断にファクトを発信することおよび、効果的な対韓制裁の準備であろう。

注

- 1 ドイツ対イタリア裁判の判決全文は下記で検索すれば読める。International Court of Justice, Reports of Judgments, Advisory Opinions and Orders, Jurisdictional Immunities of The State (Germany V. Italy: Greece intervening) Judgment of 3 February 2012
- 2 フェリーニは1944年8月にドイツ軍の捕虜となり、終戦までドイツの軍需工場で働かされたという。
- 3 ちなみに、ドイツ対イタリア裁判で裁判長を務めたのは日本人で、外務省OBの小和田恆氏だった。